

**建築基準法第59条の2第1項に基づく許可に係る  
神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱い**

**(趣旨)**

1 この取扱いは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2第1項に基づく許可（以下「総合設計による許可」という。）に際し、形式的審査のみによって、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）が包括的に総合設計による許可に必要な同意をしているものと扱う対象を定めることにより、審査会の同意手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

**(対象)**

2 総合設計による許可を受けた建築物の敷地において、当該許可において適用された神戸市総合設計制度許可取扱要領（以下「要領」という。）に示された基準に適合し、次の各号のいずれかに適合するものについては、総合設計による許可に際して、あらかじめ審査会の同意があるものと取り扱う。

(1) 増築であって、次に掲げる全ての要件に適合するもの

- ① 増築部分の用途が、自動車車庫、自転車駐車場、専ら防災のために設ける備蓄倉庫、通路上屋のいずれかの用途であること。
- ② 増築部分の床面積が、容積率の算定の基礎となる延べ面積（以下「容積対象面積」という。）に算入されないこと。
- ③ 増築部分の位置が、1階又は地階のいずれか一方にあって、要領に規定する公開空地の部分以外の位置であること。
- ④ 要領に規定する有効緑化面積が従前より減少しないこと。

(2) 増築であって、増築部分の床面積が容積対象面積に算入されず、かつ、増築前の建築物の立面形状に変更が生じないもの

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替であるもの（(1)又は(2)に掲げる増築以外の増築を伴わないものに限る。）

**(審査会への報告)**

3 特定行政庁は、2の規定により総合設計による許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

**附則**

**(施行期日)**

平成25年7月1日から施行する。

令和6年7月1日から施行する。